

昭和49年9月10日

No. 156

'74 9

発行・度会町役場／編集・総務課／印刷・文化印刷有限会社



(町道火打石線)



(川南線田間地内)

七月定例町議会

中学校統合にともなう
遠距離通学手当支給条例など
20件可決

七月七日の集中豪雨 被害約六億円

時間雨量八十一ミリを記録

号による集中豪雨は、一時間

で最高八十一ミリ、連続雨量

で五百二十四ミリを役場で測

定、当町全域にわたり大き

きな被害をもたらした。

その被害は道路橋梁、田畠、山林、住宅屋など約六億三千二百万円にも達し、この集中豪雨は、未曾有のものでし

た。

町議会の第二回定例会は、昭和四十九年度一般会計第二回補正予算や、度会町中学校生徒の遠距離通学手当支給に関する条例など十九件で、町長より提案理由の説明がなされ、各常任委員会に付託され第一日目は、各常任委員会で、本会議より付託された各

議案に対する質疑がされた後、各常任委員会に付託され第一日の中の審議が終りました。

第二日目は、各常任委員会で、本会議より付託された各

議案に対する質疑がされた後、各常任委員会に付託され第一日の中の審議が終りました。

可決された議案

主な内容

- 議案第四十六号 度会町職員給与条例の一 部を改正する条例案 人事院勧告に基づく暫定措置として行うもの。
- 議案第四十七号 度会町税条例の一部を改正する条例案 地方税法の一部改正によ
- 議案第四十八号 度会町国民健康保険条例 の一部を改正する条例案
- 議案第四十九号 度会町国民健康保険条例 の一部を改正する条例案
- 議案第五十号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例 自然災害により死亡した弱者に対する療育手帳制度が実施されたため新たにこれを追加するもの。
- 議案第五十一号 度会町国民健康保険特別会計補正予算(第一号) 昭和四十九年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

- り身体障害者に対する軽自動車税の減免措置の範囲が拡大された。今回、精神薄弱者に対する療育手帳制度が実施されたため新たにこれを追加するもの。
- 議案第五十二号 度会町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 7月7日の集中豪雨による改正是絶対に行なわないものである。むね付帶決議がされ度会町中学生徒の遠距離通学手当支給により、度会町中学生徒の遠距離通学手当支給に関する条例について、将来この条例改正する必要が生じた場合において、通常費支給者の既得権を侵害する改正は絶対に行なわないものである。むね付帶決議がされ度会町から該当者に支給するもの。
- 議案第五十三号 度会町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 現在の給水区域に、本年度と翌年度において整備する立岡簡易水道事業の区域を追加するもの。
- 議案第五十四号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例案 昭和四十九年度度会町一般会計補正予算(第二号) 蔡入歳出それぞれ二千三百八十七万五千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六億九千五百八十一万一千円とする。
- 議案第五十五号 災害復旧費と職員給与等に関するもの。に関連したものが主なもの。

百万円の損害 ◇農林水産業施設 ◇その他の小災害 ◇その他の中学校生徒の遠距

離通学手当支給に関する条例

中川・一之瀬全地域および五ヶ町より遠方から通学する生徒を養育する保護者に交通機関の運賃の全額を支給するもので昭和五十一年四月から実施される。

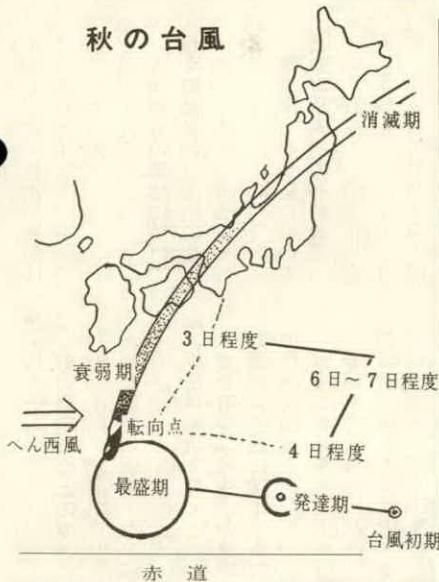
内を貸付するもの。

7月7日の集中豪雨 7月定例町議会 台風に備えて 国保コーナー ペンリレー お知らせなど

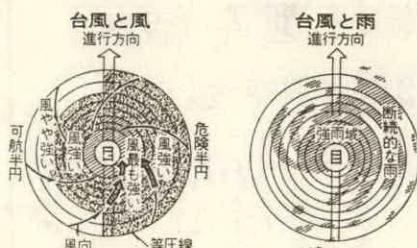
本号の
主な内容



秋の台風



台風（域内の風速が一七メートル以上のもの）は赤道附近で発生し、赤道気流に押され北西に発達しながら進んで北西に発達しながら進んで来ます。通常は沖縄附近に達するとアジア大陸から吹きつけるへん西風（ジエット気流ともいう）時速五〇キロから一五〇キロに押され北上して本土に達します。この方向転換により台風は衰弱期に入りますがその風や雨は相当なもので過去の事実が物語っています。



台風の知識

今年は男性型の天候とか言われていますが、昨年末から本年三月末まで雨という雨がなく、梅雨の季節になつても例年のように長期的な降雨はなく、一度に多く降るといった天候でした。また、去る七月七日の集中豪雨についても例えそうです。これからの台風期をひかえ、万全な備えをいたしましょう。

◆台風の大きさ

(風速25m以上の大暴風)

	半径	超大型	大型	中型	小型	豆台風
半径	400°以上	超A級(烈強)	A級(非常強)	B級(強)	C級(並み)	D級(弱)
風速	25m/s以上	900km/h以下	900~929km/h	930~959km/h	960~989km/h	990km/h以上
中心気圧	(参考)	(最大風速m/s)	(参考)	(参考)	(参考)	(参考)
		55m/s以上	45~54m/s	35~44m/s	25~34m/s	25未満

◆台風の強さ

	半径	超A級(烈強)	A級(非常強)	B級(強)	C級(並み)	D級(弱)
半径	400°以上	900km/h以下	900~929km/h	930~959km/h	960~989km/h	990km/h以上
風速	25m/s以上	55m/s以上	45~54m/s	35~44m/s	25~34m/s	25未満
中心気圧	(参考)	(最大風速m/s)	(参考)	(参考)	(参考)	(参考)
		55m/s以上	45~54m/s	35~44m/s	25~34m/s	25未満

このため台風情報に充分注意するとともに台風の進路が左側近くを通過する時は特に注意を要します。

台風は右きき、台風の進む左側は可航半円（航海が可能な半円）といつています。右側は危険半円といつて暴風雨になっています。



風速と風圧

風速 10m/s 15m/s 20m/s 25m/s 30m/s 40m/s

風圧 5kg/m² 12kg/m² 20kg/m² 31kg/m² 45kg/m² 80kg/m²

（見方、1秒間に30メートルの風の場合1平方メートルに45キログラムの圧がかかります。）

あの伊勢湾台風は、熊野灘から三重県を縦断したものでその被害は記憶から去らないものでしょう。

風速と風圧の関係は図に示すとおりですから、雨戸がはずれないようになります。

風速と風圧の関係は図に示すとおりですから、雨戸がはずれないようになります。

万一はされた場合はタタミ等を打ち付けましょう。風速が三十メートル以上になるとカワラやトタン板などが飛び出でて外へ出るが危険になります。

雨水と水量の関係、一ミリの雨量とは降った雨の高さを示すもので量には直接むづ付かないものです。また梅雨のよう長時間降った雨量と集中豪雨のように短時間に多量の雨が降った場合と異なってきます。

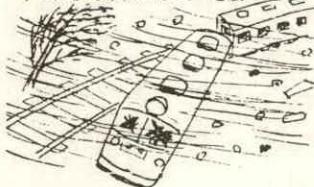
身近なもので雨量を示すと一枚に一升八合（三・三リットル）の水をまいた量になります。三〇ミリでタタミ一枚へまた、八〇ミリでドラム缶十三本程度になります。去る七月七日の集中豪雨は別記のとおり被害が発生しま



〈風速25メートル〉煙突、屋根瓦が飛び、TVアンテナが倒れる。



〈風速40メートル〉小石もとび散り引車も倒れるほどの強さ



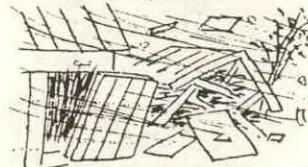
〈風速15メートル〉とりつけの悪い看板、ヤトタン板が飛び始める。



〈風速10メートル〉傘が壊れる



〈風速30メートル〉雨戸がはずれしっかりしない家は倒れる。



〈風速20メートル〉子供が歩けなくなり大人も身体を庇つけてやうと並ぶ状態



また台風には停電や電線などの断線が必ずといってよいほど起ります。飲料水などの確保はもちろんのこと、夜間の照明器具や、携帯ラジオなどの準備を忘れずにいたしましょう。

特に注意したいことは電燈線などの断線には手を振れないようにし、中部電力へ早く連絡いたしましょう。

あなたは
ご存知
森林災害共済
ぜひ加入を



森林災害共済は、あつてはならない山林火災や自然災害（風水災、雪害など）による災害が発生した場合、加入者の契約によって、それぞれの共済金が支払われます。

この共済の契約は、杉ひの

去る七月二十八日度会高校体育館で開催された夏期大学講座は、講師に政治評論家N H K 解説顧問平沢和重先生をお招きして盛会のうちに終りました。

当時は、雷雨があり受講者の出足が心配されたが五百人をこえる方々で広い体育館が一ぱいになる程で、みんな熱心に聞き入っていました。

平沢先生は「世界と日本」と題して、世界は政治的にはある程度安定しているが、経済的に危機に直面している。これは先進諸国が持つ共通

した問題であり、原料、燃料資源の不足と人件費の高騰によりインフレー病にかかる。西欧諸国は、わが国よりインフレー病が軽い国であつてもこれらの問題を真剣に考へている。昨年の石油危機以来、諸物価の高騰、労働争議により三二パーセントも人件費が上昇し、今後の日本経済の実質的な伸びは鈍化傾向を示すとともに、我々日本人は何ら進歩しない経済社会であるとの錯覚に落ちるでしょう。

今まで、我が国の経済の伸びは、世界中の人々が驚異の眼でみつめていたが、現在は憎悪の眼に変つて来ている。安い資源を輸入し、これを製品にして輸出してもうけて来た。利益追求のみに走り経済大国になつたら我が国は、一方後進国に対する実質的な経済援助が軽視されていたと言ふべきでしょう。

きの場合二十年生以下の幼令木に対しても一万円の共済契約に対し四四円、壮令木二十年生以上に対しても三三円の掛金となっています。また樹木によつて一ヘクタールあたり、十五万円から三百五十万円まで共済金額を選択するこ

とにあります。

くわしくは山林所在地の森林組合でお尋ねください。
度会町森林組合（内城田十八番）提供資料より。

したが、朝八時半から夕方五時半までの間に四〇〇ミリ平均して一時間に四四ミリ、午

後二時から三時までの時間雨量は八一ミリに達しました。

風速と被害

昭和四十九年度 夏期大学講座盛会に終る

資源を持たない我が国は、特に国際的に各國と仲良くして行かなくてはならない。

一方、教育においても、他人の子、自分の子の区別なく悪い所は指導して行かなくてはならない。そして良い日本

人が、良い国際人としての人づくりが必要だ、そして思いやりのある人間、又国でなけれ

ば、将来の日本は世界から孤

立して行くことでしょう。と

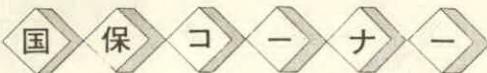
結ばれ講演を終りました。

なお、平沢先生のお招きにあたり、光化成有限会社（当



町下久具）社長林至璋さんのご尽力があつたため実現したことと経費面においても同氏のご協力がありましたことを厚くお礼申し上げます。

澤先生の講演をお聞きになり、グループ等で、この時の平沢先生の講演をお聞きになりたい方はカセットテープを貸し出しますから役場総務課までお申出ください。



医療費が大巾増
やむなく税引上げ

国民健康保険の5月分、6

月分の概要をお知らせします。

加入世帯数 1,169戸 被保険者数 4,032人

保 險 給 付	区分	件数	日数	医療費総額	保険給付額 (7割分)	自己負担額 (3割分)	内老人医療費 (3割分)
	入院	40	720	4,794,750	3,356,325	1,438,425	581,649
	入院外	1,320	3,166	6,478,515	4,534,960	1,943,555	702,720
	歯科	150	360	526,070	368,249	157,821	17,658
	計	1,510	4,246	11,799,335	8,259,534	3,539,801	1,302,027
	療養費払	40		135,990	95,193	40,797	
	受診医院	91 (内県外7)	その他の給付	助産費用	1件	20,000円	
	受診歯科	31 (々1)		育児手当金	—	—	
	計	122 (々8)		葬祭費	3件	15,000円	

加入世帯数 1,168戸 加入被保険者数 4,026人

保 險 給 付	区分	件数	日数	医療費総額	保険給付額 (7割分)	自己負担額 (3割分)	内老人医療費 (3割分)
	入院	61	872	5,756,290	4,029,403	1,726,887	553,971
	入院外	1,441	3,307	6,694,620	4,686,234	2,008,386	678,651
	歯科	184	453	585,320	409,724	175,596	13,347
	計	1,686	4,632	13,036,230		3,910,879	1,245,969
	療養費払	26		187,780	131,446	56,334	
	受診医院	96 (内県外8)	その他の給付	助産費用	3件	60,000円	
	受診歯科	29 (々0)		育児手当金	3々	5,900	
	計	125 (々8)		葬祭費	9々	45,000	

五月分国保の概要

六月分国保の概要

国民健康保険事業を運営するための最も重要な財源あります「国民健康保険税」は、一期から三期まで仮算定により納めていたましたが、四期（九月分）からは本算定により算出した税額を納めています。ただくことになります。国保事業では、なんといつても保険給付費の動向が事業運営を大きく左右しますが、本年度は、受診率の漸増に加えて二月に行なわれた医療費

の引上げや、老人、乳幼児、身障者の医療費無料化による影響、それに年内に予想される医療費の再引上げなど、医療費は大巾に上昇する情勢にあります。

すでに、四月分、五月分、六月分の実績を見ても、当初見込みをかなりオーバーしており、今後カゼなどで受診率が急増する冬季をひかえ、国保財政はピンチに追い込まれています。このため、本年度

ご協力をお願いします。（なお国保税の引上げによるみなさんの負担をなんとか軽くするため一般会計から五百万元の繰入れを行ないました。）

そこで国保税課税の方法と本算定にあたり改正された国保税条例のあらましをお知らせします。

四期（九月）分から本算定

【課税は四つの組合せで】

国保税の課税方法は、能力

に応じて課税される応能割（①所得割 ②資産割）と、その受益によって課税される応

◆所得割……被保険者ごとの前年中の所得から基礎控除（十八万円）を控除した額に、税率百分の一・三（改正前百分の一・六九）を乗じた額

ます。

◆資産割……本年度分の固定資産税（土地、家屋）に税率百分の六・三・八（改正前百分の五八）を乗じた額

ます。

◆被保険者均等割……被保

者一人につき二、九四〇円（改

正前一、九六〇円）

◆世帯平等割……一世帯につき六、七二〇円（改正前四五二〇円）

（税の軽減）

◎擬制世帯主に対する軽減：

国保税は世帯主を納稅義務者として世帯単位の課税を行ないます。

しかし、世帯主が社会保

族のうち所得があるため社会

保険の被扶養者に認定されな

い者がいる場合、この者は国

保の被保険者となります。

す世帯主）または、「みなし

世帯主」

国保税の納期は、別表のとおり十期に分けて納めていた

だきますが、税額算定の基礎

となる所得金額の確定時期の関係で、一期から三期までは

主」といっています。

擬制世帯主にかかる国保税については、所得割額と保険者均等割額それに本年度から固定資産税のそれ一部が軽減されます。

◎低所得者に対する減額……所得割について、所得額が十八万円以下の世帯および十八

万円以上でも被保険者数に応じた一定額までの世帯に対し、均等割額と世帯平等割額の一部が減額されます。

（月割課税）

国保税は四月一日の状況により課税されますが、四月一日以後に被保険者数に異動があった場合、社会保険と国保との間の異動についてのみ月割課税の対象となります。（たゞ、社会保険の家族が被扶養者に認定されたり、また認定外となつたような場合は対象となりません。）

（月割課税）

転出については、月割課税の対象となりませんから、この異動があった場合でも国保税に増減はありません。

納期は十回

三期まで仮算定

前年度の国保税を基にした仮

算定賦課を行ないます。

そして、九月に確定した所
得金額による本算定を行ない
年税額を決定します。

四期（九月）以降は、決定
年税額から仮算定分を差引き
それを七期で除した額を各納
期に納めています。

したがつて、三期までの税
額と四期分以降とを比較した
場合、極端に高くなつてゐた
が、また低くなつてゐる世
がありますが、三期分までは

前年度の税額を基にした仮算
定によるためです。

保険診療分のみが対象で、差
額ベット代など保険診療でな
い医療費については対象とな
りません。

◆一ヶ月分の医療費が対象

：自己負担分一ヶ月三万円と
は、月の初日から月末までの
一ヶ月間の自己負担分をい
ます。月をまたがつてある場
合は、それぞれの月の自己負
担分が三万円以上ないと対
象となりません。

国保税の納期

年税額	仮算定	本算定	定期	9期(2月)	10期(3月)		
	1期(5月)	2期(6月)	3期(7月)	4期(9月)	5期(10月)	6期(11月)	7期(12月)

高額療養費支給制度

＝七月一日から実施＝

自己負担三万円超えた分

国民健康保険の被保険者が
医院で受診し自己負担額（三
割分）が、一ヶ月三万円を超
える場合、三万円を超えた分
を国民健康保険が負担する「
高額療養費支給制度」が、本年
七月一日から実施されました。

この高額療養費支給制度は
昨年十月施行の国民健康保
険法の一部改正により、昭和五
十年十月一日から同制度の実
施が義務づけられ、それまで
の間は各市町村が条例に基づ
き任意に実施することとされ
ました。

本町では、県下の大半の市
町村が本年七月一日実施の状
況にあることから、去る七月
の定例町議会で「国民健康保
険条例の一部改正案を可決」
されました。

この高額療養費支給制度は
かかる場合、三万円を超える分を國
民健康保険が負担します。（支給は、
いつたん本人が医院へ支払つ
た一部負担金相当額を、被保
険者の世帯主の申請に基づき
払い戻す償還方式です。）

なお、この場合の医療費は

八月六日公布、本年七月一日
診療分から高額療養費支給制
度の実施が決まったものです。

なお、社会保険加入者につ
いては、すでに昨年十月一日
から実施されています。

◆支給対象……国保の被保険
者が医院で受診した場合、か
かった医療費の三割を一部負
担金として医院の窓口へ支払
いますが、この一部負担金（
自己負担分）が、一つの病院

八月六日公布、本年七月一日
内科などと歯科がある場合、
内科などと歯科はそれぞれ別
の病院として扱います。

◆総合病院は各診療科ごと
：総合病院の各診療科は、そ
れぞれ別の病院として扱いま
す。

◆入院と通院は別……一つの
病院でも入院と通院は別扱い
で、合算されません。

◆支給手続……診療月の翌月
に、町住民課備付けの「高額
療養費支給申請書」によつて
申請していただきます。申請
には、印鑑、被保険者証それ
に支払った自己負担分の金額
が必要です。領収書があれば
添付して下さい。

本年秋の全国交通安全運動
は、九月二十一日から三十日
までの十日間、歩行者と自転
車利用者の事故防止、特にこ
ども（幼児と小学校児童をい
う。）と老人を交通事故から
守ることを運動の重点目標と
定めて行なわれます。この目
標達成のために、生活道路の
交通安全を押し進めるとともに
交通安全教育の充実をは
かりました。

となります。
くわしくは町住民課国保係
へお問い合わせください。

町内では最近、自動車によ
る交通事故が多発傾向を示し
ています。これはいずれも交
通マナーの欠如ともいうべき
事故で、交通ルールを一番よ
く知っているはずの運転者に
その原因があるようです。そ
こで、自動車の運転には免許
取得時のような慎重さを忘れ
てはなりません。

スピードの出し過ぎ、飲酒
運転、無理な追越、安全不確
認などが大きな事故につなが
っています。

このことから伊勢警察署と
町では、町内の交通規制や、
交通取締りの強化を実施して
交通弱者といわれる子供と老
人を交通事故から守るととも
に無謀運転の縮出しがはかる
ことを計画しています。

また学校、P.T.A.、婦人会
などにより子供、老人また家
族ぐるみの交通安全を押し進
めていただくことになつてい
ます。

車利用者の事故防止、特にこ
ども（幼児と小学校児童をい
う。）と老人を交通事故から
守ることを運動の重点目標と
定めて行なわれます。この目
標達成のために、生活道路の
交通安全を押し進めるとともに
交通安全教育の充実をは
かりました。

子供と老人を交通事故から守ろう 秋の全国交通安全運動

9月21日→9月30日



家族で誓おう
交通安全の家

「何時も心に交通安全」

昭和49年度 敬老会のご案内

9月15日敬老の日をひかえ、町では恒例の敬老会を次の予定で実施いたします。

◇ときとところ

9月12日 午前9時 中川小学校 午後1時30分 内城田小学校

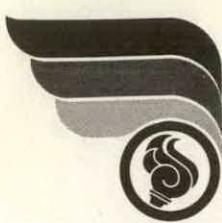
9月13日 午前9時 一之瀬中学校 午後1時30分 小川郷小学校

おって案内状は、
区長さんを通じて
該当者にお届けい
たします。

夏期大会まであと一年

大会旗・炬火リレーコース

きまる



たくましくあすをひらこう 30回みえ国体

“やればできる”三重県民の底力をみて、郷土の未来をひらく大きな跳躍台としての「みえ国体」は、来年の九月

十四日(日)夏季大会の幕を切つておとします。まだま

いから約一年。

まだま

先のようですが、なにしろ全国から選手や監督、役員など三万人にものぼる人々を迎えての大きなスポーツの祭典ですから、その準備もなかなかたいへん。

とくに会場地では競技施設の態勢に手ぬかりがあつてはと念を入れての取りくみぶりです。

ところで来年十月二十六日(日)開会の秋季大会にさきがけて、大会旗と炬火のリレーが県下全市町村をもれなくまわつて行なわれますが、そのコースがこのほどきまりました。

わたくしたちの度会町は、鬼が城で採火された火が、火炎をかたどった大会旗とともにリレーされ、十月二十四日頃大宮町から田口—棚橋—川口を経て伊勢市まではこばれる予定になっています。

国体にはあなたも一役……まちの美化や花づくりなどを積極的に進めて、約五十年に一回しかやつて来ない国体をみのり多いものにしましょ



(44)

そんな私に、この春婦人会の役が舞い込んで来ました。ひつきりなしに文書が届きました。その中に「第三十回国体県民運動の推進について婦人の役割」、「国体集団演技へ婦人の参加二千名」私は全く驚きました。そして伊勢市で開かれた開会式にはその式典のマスゲームとして婦人会員による「伊勢音頭」「尾鷲節」「はげまし音頭」の踊りやらママさんバレーの集団演技等

目的!!それは国民体育大会です。五十年には三重県で開かれることは聞いていました。しかし、それは県外から選手が来て試合をする位にしか知つてゐなかつた私は、その準備のために二年も前から一要員として

て、東西に奔走し、正月もお金もそして日曜日すら返上で選手を養成し、時には県外に移されてることを知りました。更に六月二十八、九の二日間伊勢市で開かれました県の婦人研修会は参加者四百三十余名を数え「明日をめざす組織の力」として県民の大

三重国体と婦人

麻加江 辻本 久美子

(主婦 三十九歳)



ですから、人手不足な田植時や、日曜日の出合にも留守を積極的に進めて、約五十年に一回しかやつて来ない国体をみのり多いものにしましょ

穗に涙がこぼれそうになつた私はでした。

次号は辻本さんのご指名により中西丈助さん(下久具)にお願いする予定です。

が既に計画され早くも実行に移されていることを知りました。更に六月二十八、九の二日間伊勢市で開かれました県の婦人研修会は参加者四百三十余名を数え「明日をめざす組織の力」として県民の大

を汚さないようにならうとお互いの心掛が大切ではないかと思われます。そうすれば私達の町が美しく清潔な住み良い郷土になると言うことでした。

第三に豊かな心を持ちます。見知らぬ人にも親切心を持ちましょう。見知らぬ人にも親切心を持ち善意と助け合いと笑顔を忘れぬ運動をしましよう。と言われば、物価高に追われ、ついそんな事どこ

な期待と大切な役割を与えるのは単なる一時のスポーツによる祭りだけではなく県民の

意図とはかかわりなく、県から郡からそして役場からと、

の健康を高めることです。そして健全な青少年を育て、スポーツに親しむ心を養うこと

です。家族の健康を預かる主婦にとって出来ない事ではな

いと思われました。

第二は、郷土を愛し、環境を守ることも、子供達と共に家の廻りに花を作ったり、木々の緑を大切にし、公共の物を守ることのない三重の力を育てる事です。家族の町民の更に県民の向上にと発展し明日の三重をひらく大きなエネルギーとなることをけいにします。それにはお互にゴミ集団のルールを守ることも、子供達と共に暮しに役立ち、個人の向上にと考

えます。

第三は、婦人の役割とは、私達自身の生活から生れる「ぐく身近か

るじや無いのと言いたくなる

狹い心が反省されます。

婦人の役割とは、私達自身

過去の国民年金 保険料を納める途が 開かれています

(県年金課より)

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それその立場において力を合わせ犯罪のない明るい社会を築こうとす

る全国的な運動であります。

本年度は、青少年の非行防

止のための地域活動の推進と

いうことで次の標語をかかげています。

「手をつなぎ 築こう非行

のない社会」

これら青少年の非行を特に注意していただき罪を犯した人達を再犯におち入らないよう社会全体の皆様のご支援ご協力を賜り健全育成につとめていたとき非行を未然に防止するため、家庭、学園、雇主、工場主などの人達のあた

なれ忘れになつてゐる過去の国民年金の保険料を昭和五十年十二月三十一日までならば納めることができます。国民年金の老齢年金は六十歳までに一定期間以上保険料を納めていないと、うけることができます。しかし、一方、国民年金の保険料には納期限があり、この納期限から二年たつと、時効になり納めなくて認めることができなくなるしくみになっています。このため保険料を納めた期間が不足していると、将来、老齢年金がうけられないということにもなります。そこで、みなさんにわざわざことは役場年金係へおたずねください。



社会を明るくする運動

保護司 濱岡 曾二郎

社会を明るくする運動は、

る全国的な運動であります。

本年度は、

青少年の非行防

止のための地域活動の推進と

いうことで次の標語をかかげ

ています。

「手をつなぎ

築こう非行

のない社会」

これら青少年の非行を特に

注意していただき罪を犯した

人達を再犯におち入らないよ

う社会全体の皆様のお迎え

協力を賜り健全育成につとめ

ていたとき非行を未然に防止

するため、家庭、学園、雇

主、工場主などの人達のあた

なれ忘れになつてゐる過去

の国民年金の保険料を昭和五

十年十二月三十一日までなら

ば納めることができます。国

民年金の老齢年金は六十歳ま

でに一定期間以上保険料を納

めていないと、うけることができます。しかし、一方、国民年

金の保険料には納期限があり、

この納期限から二年たつと、

時効になり納めなくて認め

ることができなくなるしくみ

になっています。このため保

険料を納めた期間が不足して

いると、将来、老齢年金がう

けられないということにもな

ります。そこで、みなさんにわざわざことは役場年金係へおたずねください。



消費生活講座の受講はいかが

県の消費生活センターは、

毎月第三木曜日午前十時から

正午まで消費生活講座を開催

講座の日と内容

九月十九日 再販制度とその後

十月十七日 消費者情報

とは―情報の選択―

十一月十四日 消費者運動

申込み先と申込み期日

受講される日の十日前まで

に役場総務課又は三重県消

費生活センター(津市二八

一二二二二二へお申込みください。

(津市桜橋二丁目一二二)

動物愛護週間

9月20日～26日

いた事を今も記憶に残っています。人の命ほど貴いものはない」と、説き聞かせていただいたことを……。

現代は世の中の進展によ

もない、当町においても自動

たかい愛の手をさしのべてい

る車の激増により随一の県道も

ただくよう格別のご協力をお

願いいたします。

昭和五十年には、本県にお

いて第三十回三重県体が開催

されますが、今年から県民は

一丸となつて親切と犯罪のな

い明るく住みよいそして豊か

な郷土を築くため努力すると

ともに、全国の皆様をお迎え

する心構えが、大切ではない

かと思つていています。

人の生命について、私は當

町脇出身故三浦順太郎裁判

官殿にお話を聴かせていただ

ます。

ただぐために、すでに時効に

よつて納められなくなつてい

る過去の保険料が昭和五十年

十二月三十一日(十二月三十

一日までに六十五歳になる人

は六十五歳になる前日)まで

の間であれば、一ヶ月につき

九〇〇円で納めることができます。

特別措置がとられています。

から納め忘れの保険料のある

方はこの期間内に納めて、老

齢年金をうける権利を確保し

てください。

なお、国民年金についてのくわしいことは役場年金係へおたずねください。

九月二十日から動物愛護週間が始まります。この動物愛護週間は、「動物の保護および管理に関する法律」によつて設けられた週間で、広く動物愛護の精神を普及するとともに、動物についての関心と理解を深めるための運動で、

改修がこれについて行けず、狭い所もありますので交通事

故防止に充分な配慮が必要と

思つています。幸にも、当町では家庭や保護者それに学校

におかれては、平素から充分

な心得の指導をしていただ

ておられますことを厚く敬意を表し感謝しております。

また、明るい家庭づくり、

郷土づくりに一層のご力添えを

をいただくようお願いいたし

ます。

動物に接し、動物を慈しみ守つてやるということです。動物

はそれぞれの習性を持つて

いますからその習性をよく知り、その習性に応じた正しい

動物愛護とは、愛情をもつて

動物に接し、動物を慈しみ守つてやるということです。私たち一人一人が

動物に接する際には、必ず、

動物の立場からまことに

動物愛護の精神を普及するとともに、動物についての関心と

理解を深めるための運動で、

動物愛護とは、愛情をもつて

動物に接し、動物を慈しみ守つてやるということです。私たち一人一人が

動物に接する際には、必ず、

動物の立場からまことに

動物愛護の精神を普及するとともに、動物についての関心と

理解を深めるための運動で、

動物愛護とは、愛情をもつて

動物に接し、動物を慈しみ守つてやる

ことがあります。私たち一人一人が

動物に接する際には、必ず、

動物の立場からまことに

動物愛護の精神を普及するとともに、動物についての関心と

理解を深めるための運動で、

動物愛護とは、愛情をもつて

動物に接し、動物を慈しみ守つてやる

ことがあります。私たち一人一人が

動物に接する際には、必ず、

動物の立場からまことに

検査期限	届出年月	車両番号
昭和49年7月	昭和45年7月1日~	8三き8178~8三け5690・6三ね645~6三ね7426
昭和49年8月	昭和45年9月30日まで	8三け5691~8三こ4646・6三ね7427~6三の4763
昭和49年9月	昭和45年10月1日~	8三こ4647~8三き1355・6三の4765~6三ち323
昭和49年10月	昭和46年3月31日まで	8三き1356~8三き8318・6三ち925~6三ち7373
昭和49年11月	昭和46年4月30日まで	8三き8320~8三す5223・6三ち7375~6三つ3830
昭和49年12月	昭和46年5月30日まで	8三す5225~8三せ525・6三つ3831~6三つ9216
昭和50年1月	昭和46年12月1日~	8三せ526~8三せ6007・6三つ9217~6三て4601
昭和50年2月	昭和47年2月29日まで	8三せ6008~8三せ9746・6三て4602~6三て8681
昭和50年3月	昭和47年5月1日~	8三せ9747~8三そ5838・6三て8682~6三は5426
昭和50年4月	昭和47年8月1日~	8三そ5840~8三な1248・6三は5427~6三ひ2072
昭和50年5月	昭和47年11月1日~	8三な1250~8三な2038・6三ひ2073~6三ひ8712
昭和50年6月	昭和48年2月1日~	8三な8040~8三に3946・6三ひ8713~6三ふ5928
昭和50年7月	昭和48年5月1日~	8三に3947~8三に2573・6三ふ5930~6三は683
昭和50年8月	昭和48年8月1日~	8三に7575~8三ね687・6三は685~6三は5253
昭和50年9月	昭和48年9月1日~	8三ね688~6三は5255~



●長い間、たよりのない人。
●病気などを苦にして家出した人。
●などご心配のご家族や、
身内の方、あるいはお友だち
の方は次により移動相談所を
開催いたしますからご相談に
お越しください。

●家出して自殺のおそれのある人。
●身寄りをさがし一日でも早く引取られるよう、三重県警察で
は、九月中を「身元のわから
ない死者の身寄りをさがす運
動」を開催します。

軽自動車は定められた期
限までに、検査を受けなければなりません。

期限までに検査を受けないと法令違反となります。

あなたの軽自動車の期限を確かめて、検査を受けてください。政令で定められた検査の期限は次のとおりです。

検査を受けてお互いの安全と公害防止に協力いたしました。政令で定められた検査の期限は次のとおりです。

あなたの軽自動車 車検は何時か 忘れずに

行方不明者をさがす 相談所を開設

(三重県警察本部)

身元がわからず無縁墓地で
さみしく眠つておられる方は

はなるべく本人の写真や家出

年ごとにふえ、今年の六月末
で全国では二万三千三百七十
人、三重県でも三十三人の

多くにのぼっています。

このようなかたがたの、身
寄りをさがし一日でも早く引
取られるよう、三重県警察で
は、九月中を「身元のわから
ない死者の身寄りをさがす運
動」を開催します。

士官以上の旧軍人に係る一
時恩給(扶助料)の支給条
件のうち、「下士官以上と

これらに該当される方は、
これに付随する条件の緩和
が受けたる方には、三重県警
察本部鑑識課(県庁三階)
に常設の相談所があります
から、いつでもご相談にお
越しください。

◎九月十四日(土)、十五日(日)
午前九時~午後五時
四日市市諒訪栄町 諒訪警
察官派出所

◎九月二十一日(土)、二十二日(日)
午前九時~午後五時
松阪市京町 松阪駅前警察
官派出所

防衛庁初級(事務系)職員採用試験

申込みは九月二十五日まで

○試験区分

○試験と同程度です。

○試験区分

恩給法が次のとおり改正され
ましたからお知らせいたします。
一、旧軍人にに対する一時恩給
の支給条件の緩和がされ、
その内容は、引続き在職士官
年三年以上~七年未満の下
士官以上の旧軍人に係る一
時恩給(扶助料)の支給条
件のうち、「下士官以上と

恩給法が次のとおり改正され
ましたからお知らせいたします。
三、戦後の軍法会議処刑者で
恩赦を受けた者に対する恩
給権の回復

四、恩給法の施行前の異種公
務員としての在職期間の通
算

恩給法の一部改正

しての在職年(加算も入れ
て)一年以上という条件が
六ヶ月以上に緩和された。
二、外国政府職員期間の通算
条件の緩和

若人よ来れ鈴鹿へ!!

県内の青年団体グループ活動

交歓大会

9月21日 || 22日

三重県内の青年団体グループや、グループに加入されている青年たちが集い、一泊二日の日程でお互いに交歓交流をはかるためのもので、この楽しみ行事を通して、真の友情を得るとともに、今後の青年の進むべき方向、対処すべき方策を考える場とする。

企画運営する。の代表者で実行委員会を作ります。

日時 9月21日(土)~22日(日)
場所 鈴鹿青少年スポーツセンター(鈴鹿市七八一町鈴鹿サーキット西)

参加者 県内青少年団体
グループ会員

県内一般青少年
300名

さらに、グループ活動を奨励し、未組織の青年に対し、グループ加入を促進し、ひとりぼっちの青年をなくす。

二、ひきにげ事故、無保険車の事故にあつた方
三、交通事故または、重度後遺障害がのこつた方の子弟
四〇歳から中学校卒業までの方

四、自動車事故(人身)の損害賠償の判決、執行証書などがあつても現実に債務者から払つてもらえない方

自動車事故の被害者で生活に困っている方へ!!
生活資金貸付の
ご案内

生活保護を受けている方、またそれ以上生活に困っている方で、次に該当する方が貸付所得税を納めていない方、またそれ以上生活に困ることができます。

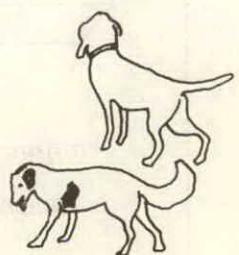
一、自動車事故により後遺障害がのこりそうな方

くわしくは役場総務課か、自動車事故対策センターナゴ屋主管支所(〒456 名古屋市昭和区白金町三一十一十九、名古屋八七一〇八一二)

△試験場
昭和49年9月5日㈭から
9月13日㈮まで
△受験申込受付期間
昭和49年10月27日㈯午後1時~3時
△申込場所
中学校
住所地の所管土木事務所建築課
△試験についてのお問合せ
各土木事務所建築課
△受付期間
昭和四九年八月二十日から九月二十八日まで
△試験日時
昭和四九年十月二七日
○試験場
津市上井町、津市立橋南(津二六一一一一内線四)
△試験場
津市半田、県立津工業高校
△試験場
津市広明町一三、三重県

△試験実施期日
昭和49年10月27日㈯午後1時~3時
△申込場所
中学校
住所地の所管土木事務所建築課
△試験についてのお問合せ
各土木事務所建築課
△受付期間
昭和四九年八月二十日から九月二十八日まで
△試験日時
昭和四九年十月二七日
○試験場
津市広明町一三、三重県

気を付けよう 住宅附近で農薬散布



脇出診療所

休診のお知らせ

脇出診療所は、医師の青木先生が家事都合により、診療出来ない日がありますので、休診させていただきます。

休診日

九月二十日、二十七日
十月一日午後、四日、八日、二十五日、二十九日

乳幼児健康相談

毎月実施している乳幼児健

康相談(九月)は、次のとおりです。
第二木曜日(十二日) 棚橋

大野木、葛原、小川郷、一之瀬の幼稚

山田赤十字病院小児科部長
小島先生が担当されます。

五十年度受付中

(毎日新聞社)

毎日新聞社は東京地区、京阪神、中京地区および九州、山口の各県の大学、短大に五年四月入学を志望する学生(高校生、浪人も可)で新聞販売店に住込み朝夕の新聞を配達しながら通学する方々に入学金、授業料を貸与する新聞奨学生制度を設け五十年度生を受付中です。

この育英制度は学資、食費など、一切を育英会がお世話を受付中です。この育英制度は学資、食費なく、自力で大学が卒業でき

ます。毎日新聞中部本社内
名古屋市中村区
堀内町四ノ一
名古屋市中村区
住居など一切を育英会がお世話を受付中です。この育英制度は学資、食費なく、自力で大学が卒業でき

ます。毎日新聞中部本社内
毎日育英会事務局

(8月1日現在)

人口・男 4,218人
女 4,387人
計 8,605人
世帯数 1,889戸



交通事故相談所

開設のお知らせ

三重県交通事故相談所(津市県前合同ビル内)は、平日午前十時から午後三時まで(土曜日は午前中)交通事故の相談を実施しています。ま

た月二回、伊勢市役所へ出張し相談に応じています。それは第一木曜日と第三木曜日の午前十時から午後三時までです。お気軽にご相談にお出

掛けください。なお、相談は無料で秘密は固く守られます。(九月十九日、十月三日、十一月十七日……です)

災害復興住宅資金貸付

(受付中)

住宅金融公庫では、次とおり災害復興住宅資金の貸付の受付を行なっています。

二、貸付額一〇〇四三〇万円

三、貸付を受けられる方

昭和四十九年十二月二十日

二、貸付額一〇〇四三〇万円

三、貸付を受けられる方

(1)補修に一〇〇万円以上必要

とする家屋(住宅部分が

おめでた)

(おくやみ)

年令
字名

氏名 父名 統柄 字名 氏名 父名 統柄

南智文 仁 二男 長原 西村小よ志

山下文子 雅由 三女 大野木 西村いとゑ

山北典正 武 長男 平生 鈴木平右衛門

岡村真紀 嘉嗣 長女 棚橋 鳴川 要藏

東出明浩 宏 長男 棚橋 大西 トラ

山根かおり勝巳 長男 田口 中世古さだ

浦田江里 憲一 二女 大久保 鈴木倉雄

山根かおり勝巳 二女 田口 山北もて

山根かおり勝巳 二女 大久保 杉本ふみゑ

山根かおり勝巳 二女 大久保 尾崎志まの

七月豪雨による

(受付中)

半分以上あるもの)の所

有者、又は債務者の受付を行なっています。

(2)借入金の償還見込みが確実な方

(3)確実な保証人がある方

くわしくは、住宅金融公庫の各支所、三重県土木部建築課、または役場土木課へお尋ねください。

七月豪雨による

災害復興住宅資金貸付

(受付中)